

北広島市公益活動事業補助金審査要領（案）

第1 目的

この審査要領は、北広島市市民協働推進会議が行う北広島市公益活動事業補助金（以下「補助金」という。）の審査に必要な事項を定めるものとする。

第2 審査対象

審査対象は、補助金の交付を受けるために申請された事業で、次に掲げるコースの区分に応じて実施する。

- (1) 初動支援コース
- (2) 自主事業支援コース

第3 審査方法

第4の審査項目に定める各項目について、別紙（選考審査シート）により申請案件毎に個別に審査する。

第4 審査項目

北広島市補助金交付基準の基本基準を踏まえ、次に掲げる各項目（以下「審査項目」という。）について審査する。

- (1) 公益性
- (2) 必要性
- (3) 効果性
- (4) 適格性
- (5) 実現可能性
- (6) 発展普及性

第5 審査採点

審査項目ごとに次の3段階の採点を行い、その合計を採点合計点数とし、30点満点とする。

2点・・・認められる

1点・・・工夫次第で認められる

0点・・・認められない

第6 採択方法

各審査員の採点の合計点数を、30点満点の審査員人数分で除した値が60%以上を採否の基準とし、申請事業毎に審査員の意見を付して総合判定する。

選考審査シート

【初動支援コース・自主事業支援コース】

申請団体名	審査年月日	平成 年 月 日	採点合計
申請事業名	審査員		_____点
審査採点 2点・・・認められる 1点・・・工夫次第で認められる 0点・・・認められない			

	審査項目	採点
公益性	(1) 次の項目のいずれかに該当しているか ・住民自治の向上、市民の福祉・健康増進が図られるもの ・市民の安全で安心な生活に寄与するもの ・市民の教育、文化、スポーツの振興に寄与するもの ・地域の経済、産業の振興、雇用の促進に寄与するもの ・市の施策として推進する事業と整合性がとれているもの	_____点×3
必要性	(2) 事業の目的や内容等が社会経済情勢に合致している	_____点
	(3) 行政と市民の役割分担のなかで、真に補助すべき事業である	_____点
効果性	(4) 効果が広く市民にいきわたり、特定の者のみの利益に供することがない	_____点
	(5) 市民の福祉向上やサービス向上に効果が認められる	_____点
適格性	(6) 会計処理及び補助金の使途が適切である	_____点
	(7) 申請事業の活動内容が団体の活動理念と整合性がとれている	_____点
実現可能性	(8) 団体の能力・規模と事業が合っている	_____点
	(9) 実現可能な方法、予算で事業計画が立案されている	_____点
	(10) 団体の専門性などの特性を活かしている	_____点
発展普及性	(11) 団体の活動の発展が図られ、成果の広がりが期待される	_____点
	(12) 今後も継続した取り組みが期待される	_____点
	(13) 他の社会的課題の解決に向けたモデルとなる	_____点

意見等	
-----	--